

新しい法律のご案内

- 押印廃止はどこまで進められるか 1頁
- 事業承継のポイント 3頁
- 養育費等の算定表が新しくなりました 4頁
- 事務局日より 5頁

押印廃止はどこまで進められるか



弁護士
高江 俊名

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いテレワークが推進される中で、書面に押印を必要とする慣行がテレワークの障害になっているとされ、「脱ハンコ」に向けた取組が進められています。

そこで、今回は、押印の法的効力についてご説明し、押印の廃止はどこまで進められるかについて考えてみたいと思います。

1 押印のない契約書は無効か？

「契約書」を交わすときは、契約書に押印をするのが普通だと思いますが、契約書に押印がされていないければ、その契約書による契約は無効になるのでしょうか？

答えは、そうではありません。実は、契約というのは、そもそも契約書を交わさなくても、口頭でも成立するもので、いわゆる「口約束」による契約も有効なのです。

2020年4月から施行されている改正民法では、「契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。」として、そのことが明文化されています(改正民法522条2項)。

それでは、契約書は何のために交わすのかというと、それは、「証拠」を残すためです。「口約束」だけでは、「言った、言わない」の争いになることがありますので、そのような場合に備えて、証拠として契約書を交わすわけです。

2 押印の法的効力

(1) 本人の意思が表されたものと推定

民事訴訟法228条4項は、「私文書は、本人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と定めています。

これは、民事裁判において裁判所が証拠を評価するときのルールを定めたものです。この規定により、文書に本人の押印(本人の意思に基づく押印)がなされていれば、その文書は本人によって作成されたものであり、文書に記載されている内容は、本人の認識や意思が示されたものと推定されることになります。

例えば、「100万円借りました。」と書かれた書面に甲野太郎という人の記名と押印がなされていれば、その文書から、甲野太郎さんは100万円を借りた事実が推定されるということです。

(2) 押印の有無だけで決まるわけではない

契約書をはじめ、様々な文書で押印が求められてきたのは、この民事訴訟法の規定が要因の一つになっていると思われますが、この規定に関しては、以下のことに留意する必要があります。

①この「押印」による推定がなされるためには、上記の例で言えば、「甲野」という押印があれば何でもよいわけではなく、甲野太郎さんが実際に持っている印が押されたものであることが必要です。単に押印があるだけでは、甲野さんが「それは自分の印ではない」と否定したときには、「押印」による推定はされません。押印に関して、実印による押印と印鑑登録証明書を求められることがあるのはそのためです。

- ②「推定」は、他の証拠によって覆されることがあります。実印による押印と印鑑登録証明書があっても、例えば、本人と同居している親族などが、本人に無断で勝手に本人の実印と印鑑登録カードを使い、本人を保証人にしてお金を借りたという場合、そのことが何らかの方法で立証されれば、本人に保証人としての責任を負わせることはできません。
- ③文書が真正に成立したこと、すなわち、その文書が本人の意思に基づいて作成されたことを立証する方法は、押印だけに限られません。民事訴訟法の規定は、「本人の署名又は押印があるときは」となっており、押印がなくても、本人の署名があれば、文書の真正な成立は推定されることとなります。

3 押印廃止を検討する際の観点

以上のような押印の法的効力を踏まえ、押印の廃止を検討する際には、二つの観点から考える必要があるように思います。

- (1)一つは、その文書が本人によって作成されたことを証拠として残しておく必要があるか、ということです。

例えば、相手が自分に対して何かを約束したことを示す文書のように、その文書に示されている意思が確かに相手本人によってなされたことを証拠として残すような場合は、その文書に相手の押印を得ておくことは意義があると考えられます。

これに対して、例えば、請求書のような文書を例に考えると、請求を受ける側にとっては、請求書に請求者の押印がなくても、別に困ることはないと考えられます。他方、請求をする側としては、請求をしたということを証拠として残すべき場合がありますが、請求書そのものは相手に送られるものであり、請求書に押印をしたとしても、請求したことの証拠を手元に残せるわけではありません。

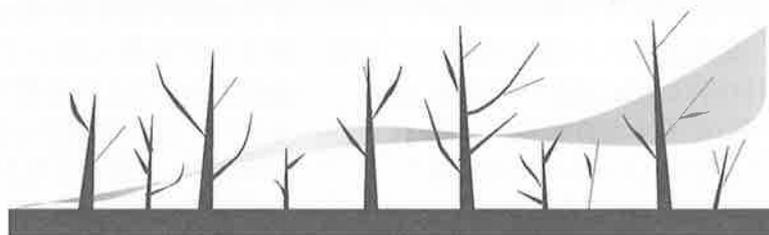
- (2) もう一つは、その文書が本人の意思に基づいて作成されたことを、押印がなくとも他の何らかの方法で確認できるかどうか、ということです。

最近では、電子メールや、ラインなどのSNSでのメッセージの内容が裁判の証拠として提出されることもあります（電子メールなどは「文書」ではありませんが、裁判の証拠としては、「文書」に準じて扱われます。）。メールアドレスやSNSのアカウントなどは、犯罪に用いられる場合などは別として、通常はその開設者や、開設者から使用を認められた人によって使用されているものであり、誰が開設者であるかはプロバイダー事業者等において特定されているため、実際のメールアドレスの開設者が、そのメールアドレスは自分のものではないと否定することは困難と考えられます。

また、当事者間で継続的なやり取りがなされてきているような場合は、メールやメッセージの内容が本人によって書かれたものであるかどうかは、それまでのやり取りの内容や一連の経緯などから明らかにすることも多いと思われます。

インターネット上でのやり取りに関しては、今回は紙幅の関係で詳しくはご紹介できませんが、2000年に電子署名法という法律が制定されていて、契約書等の文書ファイルに同法が定める「電子署名」が本人によってなされているときは、その文書ファイルは真正に成立したものと推定する、と定められています（電子署名法3条）。

- (3) そうした観点から考えますと、法的には、これまで実印と印鑑登録証明書が必要とされてきたような文書は別として、それ以外の文書は、よく考えれば押印は必ずしも必要でなかったり、他の方法で代替できる場合がかなり多いのではないかと思います。



事業承継のポイント



弁護士
松森 彬

1 事業承継の重要性

事業の承継は経営者にとって大きなテーマです。当事務所も事業譲渡の契約締結やトラブルの法的解決の仕事を取っています。

・中小企業の経営者が引退されるときに平均年齢は、中規模事業者の場合が67.7歳で、小規模事業者の場合は70.5歳です（中小企業庁の2012年の調査）。既に子への承継が決まっておられる経営者や、自分限りで廃業されるつもりの方の経営者もおられますが、約3割の経営者は、後継者が確保できないと言っておられます。理由は、子に引き継ぐ意思がない、あるいは、子がいらない、適当な後継者が見つからないなどです。

2 誰に承継するか(3つの場合)

多いのは、子などの親族への承継(親族内承継)です。次は、会社の役員、従業員などへの承継(親族外承継)です。最近、増えているのが、第三者への承継(M&A)です。

どの方法を取るかによって準備や検討も変わってきます。そして、いずれの場合も、後継者の人選や育成には時間がかかります。

3 子などに承継する(親族内承継)

(1)株式の生前贈与や遺言書の作成

子などの親族に承継する場合は、①自社株を生前に後継者に「贈与」しておく、あるいは、②後継者に自社株を遺贈することを「遺言書」に書いておくなどの準備が望まれます。

遺言書を書く場合ですが、推定相続人の全員の合意をとることができれば、後継者の子に生前に贈与した株式については遺留分算定の基礎から外することもできます(経営承継円滑化法)。

(2)相続税、贈与税などの納税猶予

子に生前に株式を贈与しますと贈与税が発生します。そこで、年間110万円までの非

課税枠を活用して計画的に自社株を後継者に贈与することが考えられます。また、事業承継の場合の贈与税や相続税は、納税猶予や免除の制度がありますので、その利用も適切です。

(3)名義株を解決しておく

会社を設立したときに名義を借りた名義株が残っていることがあります。そのようなときは、名義株主が後で権利を主張しないように、関係を明確にしておくことが適切です。

(4)様々な対策

後継者による経営が安定化するように、ケースによっては次のような対策も行われます。

- ①後継者が、後で他の相続人に対して株式の売り渡し請求ができるように、定款を変更しておく。
- ②後継者に経営権を集中させるため、議決権の無い株式を発行し、後継者には普通株式を相続させ、他の親族には配当優先の議決権の無い株式を相続させる。
- ③相続後の後継者の株式だけでは経営に不安があるときは、一定の株式を、役員、従業員持株会、金融機関等の安定株主に持ってもらおう。
- ④後継者が持株会社を設立し、経営者は自社株を持株会社に売却する方法もある。経営者には株式の譲渡代金が残りに、相続財産は現金になるので、株式の分散を防止できる。

4 役員、従業員などに承継する(親族外承継)

この場合は、株式の買い手の買取り資金の確保が課題になります。配偶者、子などの相続人の理解と協力が欠かせません。

5 第三者に承継する(M&Aなど)

(1)社外の第三者への承継が増えている

親族内での後継者確保が難しくなって、第三者への承継(エムアンドエー)(M&A)が増えています。以前はマイナスイメージを持たれることもありましたが、近年は、M&Aによる事業の継続、譲り受け先の事業との融合による飛躍などのプラス面が注目されています。

(2) 株式譲渡の方式と事業譲渡の方式

株式を譲渡する方式は、自社株式を他の会社や個人に譲渡します。株主が変わるだけで、従業員や金融機関の借り入れなどはそのまま引き継がれます。わかりやすい方式です。また、事業を譲渡する方式もあります。会社あるいは個人の事業主が事業を他の会社や個人に譲渡します。この場合は、譲受人が簿外債務を引き継ぐリスクが少なくなります。

(3) 承継先(譲渡先)の選定

信頼できる承継先(譲渡先)を見つけることが一番重要です。通常は取引先や同業者などが候補として考えられます。承継先の紹介や仲介を業としている民間会社もありますが、信頼度や報酬等はいろいろです。利用される場合は弁護士や税理士に相談されるのがよいと思います。

養育費等の算定表が新しくなりました



弁護士
柳本千恵

1 裁判所が設けている「養育費等の算定表」が新しくなりました

(1) これから養育費等の取り決めをする場合

離婚の際、養育費や婚姻費用(以下では「養育費等」といいます)の額がしばしば問題になります。養育費等は、子や配偶者の日々の生活に不可欠な費用であり、簡易迅速に算定される必要性が高いことから、平成15年に、裁判官らによって養育費等の算定表(旧算定表)が提案されました。算定表は、夫婦の収入や子の人数を当てはめれば、容易に養育費等を算定できるようになっています。

それ以降、旧算定表を用いて、養育費等の算定が行われてきましたが、この間、税制・保険料率の変更や、家庭の生活様式の変化(例えば、子どもの携帯電話の普及や教育費の変化等)があり、旧算定表による算定が現在の社会実態に合わないものになっているとの意見が出ていました。

そこで、最高裁判所は、令和元年12月、現在の社会情勢を反映させた新しい算定表(新算定表)を公表しました。

例えば、夫の年収450万円、妻の年収150万円、妻が15歳未満の子1人と同居する場合、旧算定表では2万円から4万円程度であった養育費が、新算定表では4万円から6万円程度に増額になっています。

(2) 既に養育費等の取り決めがある場合

既に取り決めがされている場合の養育費等の額は変更されません。額の変更を希望する場合には、改めて、調停等で養育費等の額を取り決める必要があります。

2 養育費の支払いを確保するために

(1) 養育費の取り決めがされたものの、多くの人が養育費の支払いを受けられていない状況にあることが問題になっています。

平成28年度に厚労省が行った調査では、養育費の取り決めをした母子世帯のうち、「現在も養育費の支払いを受けている」と回答した世帯は、53%にとどまります。

(2) 公正証書や裁判所の調停などで養育費の取り決めを行った場合、この取り決めをもとに、支払義務者(以下「義務者」といいます)の預金口座や給与の差押えをすることができます。

差押えをするためには、義務者の預金口座や勤務先等の情報が必要です。義務者の預金口座が分からない場合、弁護士に依頼すれば、弁護士会を通じて、銀行に対し、義務者の預金口座の有無等を照会することができます。

(3) 最近の民事執行法の改正により(令和2年4月1日施行)、財産開示手続における制裁が強化されました。義務者に対して財産開示手続を行い、義務者が自分の財産を開示しなかった場合、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

また、市町村や厚生年金の実施機関等に

対して義務者の勤務先を問い合わせたり、銀行の本店に対して義務者の口座がある支店名を尋ねたりすることができるようになりました。これらの手続を利用して、義務者の給与や預金などの財産情報を知ることが可能になります。

差押え以外にも、一定の期間内に養育費等を支払わなければ、養育費に上乘せして、期間に応じた「間接強制金」を支払わせる命令を裁判所に求めることもできます。義務者に心理的圧迫を加え、支払いを間接的に強制します。

3 養育費の支払いと面会交流

(1) 調査によりますと、養育費の受取率は、面会交流の頻度が「月1回以上」では36.0%、「年に数回」では30.3%、「ほとんどない」では14.3%、「全くない」では10.4%です。養育費の受取率と面会交流の頻度は正の比例

関係にあることが分かります（労働政策研究・研修機構の2018年の調査）。

(2) 面会交流には、子どもと直接会って交流する「直接交流」と、写真や電話等によって交流する「間接交流」があります。東京高裁の令和元年8月23日の決定は、子が父（非監護親）との面会を拒否する意思を有していたため、直接交流は認めませんでした。母（監護親）から父に対して、子の電子メールアドレスとLINEのIDを通知して、父子で連絡を取り合う間接交流を認める判断をしました。

子どもが遠方に住んでいる場合や、子どもが面会交流に拒否感を示す場合に、このような間接交流が用いられることがあります。間接交流は、感染症の影響で遠方との行き来が難しい現在の状況下においても有効な面会交流の手段であると思われます。

「私の2020年」

大浜 愛子

新型コロナ感染症で始まり、そして暮れていく2020年。今年もあと僅かとなり、私の1年を振り返りました。

1. 愛犬ぷりん死去

愛犬のぷりんが、先日、13歳9ヶ月で腎臓病により亡くなりました。約2ヶ月間の闘病でしたが、彼女はよく頑張ってくれました。私も家族も落ち込んでいます。

2. 納豆が食べられるようになりました

納豆の匂いが苦手でしたが、健康に良いというので、これまで10年以上、何度も挑戦と挫折を繰り返してきました。この度、ついに食べられるようになりました。

3. パソコン教室に通っています

月に数回、パソコン教室でワードとエクセルを学んでいます。今までは我流でしたので、目から鱗な発見があります。

「お醤油造り」

田村 まゆか

今年6月のある日、お醤油を仕込みました。実は、今年の寒い時期に、お味噌を作ろうと思いましたが、色々とタイミングを逃し、チャレンジできませんでした。気を取り直してお醤油造りをすることにしました。

週に2回かき混ぜる時期と、週に1度でいい時期とがあるのですが、薄い白い膜が張ってきて、カビ??かと思ってビックリもしました。これは産膜酵母といって酵母が育ってきた証拠です。無害ですが、旨味成分を栄養とするので味や風味の劣化につながります。「膜が発生する前にかき混ぜる」、この辺りが職人技なのでしょうね。

11月になって、お醤油を布袋に包み、もろみと醤油に分ける吊し落としという方法でこしました。5ヶ月の間、仕込んでいるお醤油に話かけて育てた愛情満タン醤油が完成。

人は微生物と共に生きている！ 本当にそう思います。農作物も害虫を殺生するために農薬が撒かれますが、その結果、土の微生物も同時に殺され、収穫される野菜はミネラル不足になります。ついには土地は痩せて食物が育たなくなります。お醤油造りをしながら、そんな話をお聞きしまして、微生物や細菌と共生、共存しているのだと思いました。

あ と が き

新型コロナウイルス感染症は未だ終息の目処が立たず、不自由な日々が続いていますが、皆様にはお元気でお過ごしのことと存じます。

当事務所は、法律関係の情報をご案内するニュースを年2回発行しておりますが、この度「2020年12月号」を作りましたので、お送りさせていただきます。

今回は、「押印廃止はどこまで進められるか」、「事業承継のポイント」、「養育費等の算定表が新しくなりました」を掲載しています。

2020年(令和2年)12月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階

電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/>

(ホームページには地図も掲載しています)

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江 俊名 弁護士 松森 彬 弁護士 柳本 千恵

事務局 大浜 愛子 事務局 田村 まゆか



高江 俊名 松森 彬

田村 まゆか 柳本 千恵 大浜 愛子